

(中部電力用)

犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場 電気需給契約書（案）

令和 年 月 日

発注者 長野県安曇野市豊科田沢6709
犀川安曇野流域下水道事務所長 宮島 芳保

受注者 中部電力株式会社
代表取締役

長野県犀川安曇野流域下水道事務所長 宮島 芳保（以下「発注者」という。）と中部電力株式会社 代表取締役（以下「受注者」という。）は、次の条項により長野県犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場（以下「安曇野終末処理場」という。）の電気需給契約を締結する。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- この契約書に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。
 - この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
 - この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - この契約書、仕様書及び図面の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
 - この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - この契約書は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約の目的)

第2条 受注者はこの契約の条項に従って、発注者に対し、発注者が使用する電気を継続して安定供給するものとし、発注者は、この契約の条項に従って当該電気の供給を受け、自己の必要に応じて使用するものとする。

(契約の要領)

第3条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- (1) 契約電力 630kW
- (2) 予定使用電力量 3,708,700kWh
- (3) 契約金額

基本料金単価：常用線	円/kW・月
電力量料金単価：重負荷時間	円/kWh
昼間時間	円/kWh
夜間時間	円/kWh
- (4) 供給場所 長野県安曇野市豊科田沢 6709
犀川安曇野流域下水道安曇野終末処理場
- (5) 契約期間 令和元年10月1日0時から令和2年9月30日24時まで
- (6) 供給仕様 仕様書のとおり

(契約保証金)

第4条 受注者は、契約保証金 円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

- 2 発注者は、受注者がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

○契約保証金の納付に代えて、国債、金融機関の保証等の担保を提供した場合

第4条 契約保証金は、 円とし、受注者はその納付に代えて発注者に対して次の担保を提供する。

- 2 発注者は、受注者がこの契約による債務の履行を完了したときは、速やかに前項の担保を返還するものとする。

○契約保証金の納付を免除する場合（保険会社の履行保証保険の場合）

第4条 契約保証金は、 円とし、その納付は免除する。ただし、受注者はこの契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険の締結後、その保険証券を発注者に寄託しなければならない。

○契約保証金の納付を免除する場合

第4条 契約保証金は、円とし、財務規則第143条第3号の規定によりその納付は免除する。ただし、受注者が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を納付しなければならない。

(使用電力量の増減)

第5条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。但し、発注者の使用電力量が、第3条の供給仕様に記載される年間および月間使用電力量と大幅に異なることが明らかになった場合は、発注者は直ちに受注者に連絡するものとする。

(契約電力の変更)

第6条 契約電力の変更について必要があると認められるときは、発注者と受注者が協議の上変更するものとする。

2 発注者が前項の規定によらないで契約電力を超えて電気を使用した場合は、受注者の責めとなる理由による場合を除き、発注者は次の式で算出される超過金（以下「契約超過金」という。）を受注者の請求により支払うものとする。

{その月の最大需要電力(kW)－契約電力}×基本料金単価(消費税及び地方消費税含む)
×(185－その月の平均力率)／100×1.5

3 契約超過金は契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までに、支払われるものとする。

(契約金額等の変更)

第7条 この契約の締結後において、受注者の発電費用等の変動により契約金額等の変更が必要となったときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額等を変更することができるものとする。

(計量及び検査)

第8条 受注者は、発注者の最大需要電力(需要電力の最大値であって30分最大需要電力計により計量される値をいう。)及び発注者が使用した電力量(以下「使用電力量」という。)を毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間(以下「計量期間」という。)に電力量計に記録された値により計量し、その結果について発注者が別に指定する職員による検査を受けるものとする。

2 前項の計量日時(検針日)は各月初日とするものとする。

3 下記項目に該当する場合は、その月の発注者の使用電力量及び最大需要電力につき、日割もしくは時間割を基準に発注者と受注者が協議の上決めるものとする。

(1) 電気の供給を休止若しくは停止し、又は本契約が消滅した場合

- (2) 契約電力、供給電圧等を変更した場合
- (3) 電力量計の故障等によって使用電力量又は最大需要電力を正しく計量できなかった場合

(電気料金及び代金の支払い等)

第9条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、月毎に第3条第1号に規定する契約電力に基本料金単価を乗じて得た基本料金、計量期間にかかる使用電力量に各月の電力量料金単価を乗じて得た電力量料金及び受注者が高压電力需要家に適用する燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当額を含む）を加算した金額（以下「代金」という。）を発注者に対し、適法な請求書により請求するものとする。

なお、使用電力量に小数点以下の端数がある場合は小数点以下第1位で四捨五入するものとし、計算の結果、代金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の基本料金は、力率の変動に応じて、その1月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金の1パーセントを割引きし、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金の1パーセントを割増するものとする。尚、力率に小数点以下の端数がある場合は小数点第1位で四捨五入するものとする。
- 3 発注者は、適法な支払請求書を受領したときは、検針日の翌日から起算して30日以内に代金を受注者に支払うものとする。

また、支払い期日までに該当月の電気料金が支払われなかった場合は、支払期日の翌日から起算して支払いを実施した日までの日数に応じ、発注者は受注者の請求金額に対して年〔政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により定められた率〕2.7%の割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡、承継)

第10条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別な理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約解除)

第11条 発注者は、受注者が次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、受注者が契約を履行しないとき。
- (2) 受注者が天災その他不可抗力によらないで、契約期間中の電力の供給をする見込みがないと認められたとき。

- (3) 受注者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。
- (4) 受注者がこの契約に規定する条項のいずれかに違反したとき。
- (5) 前各号その他この契約に違反したとき。

（談合その他不正行為による解除）

第 11 条の 2 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第 7 条の 2 第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条の規定に該当し、刑が確定したとき。

（歳出予算に計上されない場合の解除）

第 11 条の 3 発注者は、発注者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその賠償を請求することができる。

（損害の負担）

第 12 条 受注者は第 11 条又は第 11 条の 2 の規定により契約が解除されたときは、第 4 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を発注者に支払わなければならない。

- 2 発注者は、前項の場合において、第 4 条第 1 項に規定する契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって充当することができるものとする。
- 3 受注者は発注者の受けた損害が第 4 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第 13 条 受注者は、第 11 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金額の 2 倍に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 11 条の 2 第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定

する不当廉売であるとき、その他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(解約にかかる料金)

第 14 条 本契約の電力供給期間内において、発注者が一旦増加させた契約電力を減少させる場合、もしくは本契約第 11 条又は第 11 の 2 によらない事由により原契約を解除する場合には、受注者は次により電気料金及び工事費を精算する。

(1) 発注者が契約電力を新たに設置し又は増加した日から、契約電力を減少、もしくは本契約を解除する日の前日までの期間の電気料金について、発注者は減少契約電力につき遡って該当料金の 20%を割増しして算定した場合の電気料金と既に受注者が受領した料金との差額を、受注者に支払うものとする。

(2) 工事費については受注者が設置した各種設備等を考慮のうえ、発注者と受注者が協議の上決めるものとする。

(損害賠償の免責)

第 15 条 受注者に故意又は過失がある場合を除き、発注者の設備の漏電その他事故によって発注者が受けた損害に対して、受注者は賠償の責を負わないものとする。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 16 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(機密保持)

第 17 条 本契約の締結により知り得た情報について発注者及び受注者は守秘義務を遵守する。ただし、受注者が電気供給の業務遂行の為に必要な場合で、且つ、事前に発注者の了解を得た場合は、この限りでない。

(疑義の解決方法)

第 18 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書 2 通を作成し、発注者と受注者が両者記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。